

**蔵王町新型インフルエンザ等対策行動計画
【改定版】**

令和8年3月

蔵王町

目 次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	
第1節 目的及び実施に関する基本的な戦略	2
第2節 基本的な考え方	3
第3節 基本項目	5
第4節 留意事項	9
第5節 対策推進のための役割分担	10
第6節 町行動計画等の実行性の確保	13
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	14
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第3章 まん延防止	21
第4章 ワクチン	22
第5章 保健	35
第6章 物資	36
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保	37

はじめに

蔵王町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響をもたらされた。この未曾有の感染症危機において、蔵王町（以下「町」という。）は国・県と連携し対策を講ずるとともに、町民・事業者・医療従事者等の尽力により、幾度も感染の波を乗り越えてきた。

今般の蔵王町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「特措法」という。）を始めとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナの対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも対応できる体制の構築を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実現していく。

行動計画の改定概要

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。従前の町行動計画は平成27年に策定されたものであるが、今般政府行動計画、宮城県行動計画の改定内容を踏まえた初めての抜本改正を行う。

具体的には、対象とする疾患を新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくそのほかの幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、物資に関する項目を独立させ、対策項目をこれまでの6項目から7項目に拡充した。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、町の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

第 1 部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内および町内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や生活、経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には町民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の 2 点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

町行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく 3 つとしているが、いずれのフェーズにおいても、町民にとって最も身近な行政主体であることを踏まえて、適切に対応を実施していく。

このうち対応期の初期段階では、町は国からの要望や要請を受けて、業務継続計画に基づく対応や、学校の臨時休業等の社会活動制限による対応と町民の行動抑制の普及を通じて、感染拡大を抑えるとともに、流行のピークを遅らせ、町民の生命及び健康を守りつつ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保し、社会・経済活動の両立を目指していく。

【町行動計画の対象とする感染症】(以下「新型インフルエンザ等」という。)

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)(以下「感染症法」という。)第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- (2) 感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- (3) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方と戦略

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提としていたが、本行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民の生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる必要がある。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う必要がある。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

【対応時期の考え方と戦略】

	時 期	戦 略
準備期	発生前の段階	町民に対する啓発や有事に備えて定期的な備蓄や物品の点検等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っていく。
初動期	国内で発生した場合を含め海外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 病原体の侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として対策することが必要である。
対応期	国内、県内及び町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	病原体に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限、事業者における業務縮小等の町民への普及啓発を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずるとともに、町民への生活支援策についても関係部署等と連携して対応する。
	国内、県内及び町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、町、事業所等は相互に連携して、町民の生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行や感染対策の見直し等を行う。	

第3節 基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町及び関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府・県行動計画と合わせ「①実施体制」、「②情報提供・共有、リスクコミュニケーション」、「③まん延防止」、「④ワクチン」、「⑤保健」、「⑥物資」、「⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保」の7項目に分けて立案している。

各項目の対策と役割分担については、発生段階ごとに記述するが、対策項目における目標と目標達成のための取組については以下のとおり。

対策項目	目標	目標達成のための取組
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大の抑制 ○町民の生命及び健康の保護 ○町民生活及び地域経済への影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ○平時における関係機関間の連携、人材の確保・育成等の実施。 ○有事において迅速な情報収集・分析を行い的確な政策判断と実行。
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○科学的根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供 ○町民等の適切な判断・行動に資するための、双方向のコミュニケーションによるリスク情報と見方の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○平時における情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの体制整備。 ○町民等の感染症に対する意識の把握と、感染症危機に対する理解を深めるための啓発。
③ まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○感染対策を抑制し、健康被害を最小限にとどめる ○町民生活及び社会経済活動への影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ○適時適切なリスク評価を実施し、医療提供体制のひっ迫の恐れがある場合に、必要と考えられる地域・期間等におけるまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施。 ○町民の自由と権利への制限を必要最小限とすることや社会経済活動への影響を踏まえ、ウイルスの病原性や感染症等に関する情報やワクチン・治療薬の普及等の状況変化に応じたまん延防止対策の縮小や中止等の機動的な見直しの実施。

④ ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の感染症や発症、重症化を防ぐことによる町民の健康の保護 ○受診患者数の減少による健康被害や社会経済活動への影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関や事業者、関係団体等とともに平時からの接種の具体的な体制や実施方法についての準備。 ○DXの推進。
⑤ 保健	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた町民の生命及び健康の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ○県と連携し、健康観察及び生活支援を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応がとれる体制の構築。
⑥ 物資	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の不足による町民の生命及び健康への影響防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○平時からの感染対策物資等の備蓄。 ○有事における感染症対策物資等の確保。
⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○有事における町民生活・地域経済活動への影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ○平時からの事業者・町民への準備の勧奨。 ○有事における町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言^{*}がなされたときは、特措法及び蔵王町災害対策本部条例（昭和38年蔵王町条例第80号）に基づき直ちに町災害対策本部（以下「町対策本部」という）を設置し、必要な措置を講ずる。

【町対策本部の組織】

（1）構成

- ・本部長：町長
- ・本部員：副町長、教育長、消防長又はその指名する消防吏員、その他町職員のうち町長が任命する者（副本部長は本部員の中から町長が指名）
- ・事務局：総務課・保健福祉課

（2）所管事務

- ・新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策及び予防対策に関すること。
- ・国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置の総合調整に関すること。
- ・その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること。

^{*}新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるときに、特措法第32条に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が発する宣言のこと。

【各課の主な役割】

班名	課名	主な役割
本部事務局	総務課 保健福祉課	○町対策本部の設置運営に関する事。
総務班	総務課 まちづくり推進課 町民税務課	○関係機関との連携調整に関する事（主）。 ○感染防護資機材等必要な物資の備蓄等に関する事。 ○出勤職員の減少等に伴う業務体制の見直しに関する事。 ○町職員の特定接種に関する事。 ○地域の防犯対策に関する事。
広報広聴班	総務課 まちづくり推進課 議会事務局	○対策本部設置に関する記者発表に関する事。 ○情報提供・共有の総括に関する事。 ○関係機関との連絡調整に関する事（副）。
民生班	保健福祉課	○相談窓口の設置運営に関する事。 ○予防接種（特定接種・住民接種）に関する事。 ○感染予防・拡大防止に関する事。 ○要援護者の支援に関する事。 ○流行状況等の情報収集に関する事。 ○食料品・生活必需品の配布に関する事。 ○町計画の作成・見直しに関する事。
出納班	会計課	○対策関係費の出納に関する事。 ○民生班の応援に関する事。
財政班	まちづくり推進課	○感染症関係補助金の調整に関する事。
衛生班	環境政策課 町民税務課	○埋火葬に関する事。 ○一時遺体安置施設等の把握・検討に関する事。 ○死亡者の収容に関する事。

班名	課名	主な役割
医療班	蔵王病院	<ul style="list-style-type: none"> ○入院患者の感染防止に関すること。 ○外来受診者の新型インフルエンザ等患者数の報告に関すること。 ○医療に関すること。
商工・農林班	農林観光課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所・温泉旅館等に対する感染予防・拡大防止に関すること。 ○食料品・生活必需品等の確保に関すること。 ○生活関連物資の価格の高騰、買い占め、売り惜しみ防止に関すること。
保育・学校教育班	子育て支援課 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○園児・児童・生徒の感染予防・拡大防止に関すること。 ○児童・生徒のり患状況の報告に関すること。 ○児童・生徒の予防接種に関すること。 ○学級・学校閉鎖に関すること。
社会教育班	生涯学習課 スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種時の会場に関すること。 ○公的施設の利用、イベント実施等の自粛要請に関すること。
輸送班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○患者輸送に関すること。 ○緊急資材、用品の調達及び賃借に関すること。 ○車両の確保に関すること。 ○都市公園の利用の自粛要請に関すること。
上下水道班	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水等の確保・安定共有に関すること。 ○民生班の応援に関すること。

第4節 留意事項

町は、特措法その他の法令、町行動計画等に基づき、対策を実施する場合、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制を確立するように努めるとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(2) 感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的な対策の検討

(3) 基本的人権の尊重

要請や行動制限は最小限とし、誹謗中傷等人権侵害が生じないよう取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、県対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図る。

(5) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる感染対応策等を平時から検討し、感染症有事に備える。

(6) 感染症危機下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制の整備

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

第5節 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。さらに国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時は、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2. 県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

（1）県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組において、県は、仙台市や感染症指定医療機関等で構成される県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重

要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

(2) 町の役割

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に加え、病原性の高い新型インフルエンザ等の流行に備えた火葬体制の整備及び廃棄物処理の円滑な実施などについて、国の定める基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。また、県と連携して、災害時の感染症対策を行う。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、業務計画の作成や体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

5. 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6. 一般の事業者の役割

一般事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7. 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6節 町行動計画等の実行性の確保

(1) 科学的根拠に基づく政策の推進

平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用し、科学的根拠に基づく政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

行政、関係機関、町民等が幅広く対応に関与した新型コロナ対応の経験を踏まえ、研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国、県の行動計画の改定を踏まえて、必要に応じて本計画の改定を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本計画等の見直しを行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹

準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

1-1. 実践的な訓練の実施 【総務班、民生班、関係各班】

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、関係機関と連携して新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施するように努める。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化 【総務班、民生班】

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、平時から県や医療機関による研修に参加し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の資質向上に努める。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化 【総務班、民生班、関係各班】

町は、県や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認を実施する。

1 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）

2 特措法第8条第7項及び第8項

初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生しまたはその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、町は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部等を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 【総務班】

- ① 国が政府対策本部を設置した場合³や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 【財政班】

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴を有効に活用することを検討するとともに、必要となる予算を迅速に確保するよう努める。

3 特措法第15条

4 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期的にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染危機の状況、並びに町民生活及び町民の社会経済活動の状況や各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1. 体制整備・強化 【関係各班】

対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応 【総務班、民生班】

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁵を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁶。

3-1-2. 必要な財政上の措置 【財政班、出納班】

町は、国からの財政支援⁷を有効に活用するとともに、必要に応じた財政措置に努める。

3-2. 緊急事態措置の検討等について 【総務班】

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する⁸。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁹。

5 特措法第 26 条の 2 第 1 項

6 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

7 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

8 特措法第 34 条第 1 項

9 特措法第 36 条第 1 項

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制 【総務班】

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する

¹⁰。

10 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹¹

準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、情報提供体制の整備を図る必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行う。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有について 【広報広聴班、関係各班】

町は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいた町民の不安やリスクの共有ができる体制を整備する。

1-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

【広報広聴班、関係各班】

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かい周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けるとされている¹²。有事における円滑な連携のため、情報連携について県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意し体制を整備する¹³。

11 特措法第8条第2項第2号イ

12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等

13 具体的な手順等については「感染状況等に係る県と町の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照

初動期

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について 【広報広聴班、関係各班】

準備期に整備した情報共有の実施体制について、本格的に体制を強化し、町民の不安やリスクの軽減につながる情報提供・共有を行う。

2-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

【広報広聴班、関係各班】

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対する周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県との情報共有を行い、必要時、県と連携して生活支援を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施 【民生班】

町は、国からの要請があった場合、必要に応じコールセンターの設置等対策を検討する。

対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

3-1. 情報提供・共有について **【広報広聴班、関係各班】**

3-1-1. 町における情報提供・共有について

準備期に整備した情報共有の実施体制について、本格的に体制を強化し、町民の不安やリスクの軽減につながる情報提供・共有を行う。

3-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

【広報広聴班、関係各班】

町は、町民に対する周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県との情報共有を行い、必要時、県と連携して生活支援を行う。

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施 **【民生班】**

町は、国からの要請があった場合、必要に応じコールセンターの設置等対策を講ずる。

第3章 まん延防止¹⁴

準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者等の理解促進に取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

【民生班、関係各班】

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1. まん延防止対策の準備 【総務班】

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

14 特措法第8条第2項第2号ロ

第4章 ワクチン¹⁵

準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を守り、町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から準備を進める。

1-1. ワクチンの接種に必要な資材 【民生班】

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫

1-2. ワクチンの供給体制 【民生班】

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機

15 特措法第8条第2項第2号ロ

関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制 【民生班】

町は、白石市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を平時から行う。

1-3-2. 特定接種 【民生班・総務班】

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町が実施主体として、原則集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

特に登録事業者のうち町民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 特定接種の対象となり得る職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1-3-3. 住民接種 【民生班、社会教育班】

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国等の協力を得ながら、町民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る¹⁶。

a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、白石市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

16 予防接種法第6条第3項

- i 接種対象者数
 - ii 接種事務の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、ふるさと文化会館、地域福祉センター等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する町民への周知方法の策定
- b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等と連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計 （6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、白石市医師会等の協力を得て個別接種、集団的接種いずれの場合も、円滑に接種が進むよう体制を構築する。
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、白石市医師会等と委託契約を締結し、当該医師会等が運営を行う。
 - (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
 - (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応 【民生班、保育・学校教育班】

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy¹⁷」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

17 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

1-4-2. 町における対応 【民生班、保育・学校教育班】

町は、定期の予防接種の実施主体として、白石市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携 【民生班、保育・学校教育班】

町衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には町労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

1-5. DXの推進 【民生班、保育・学校教育班】

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

初動期

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築 【民生班】

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材 【民生班】

町は、第4章「ワクチン」における準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種 【民生班、総務班】

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、白石市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて白石市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-2-2. 住民接種 【民生班、社会教育班】

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、町介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うことが考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は白石市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、白石市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、ふるさと文化会館や地域福祉センター等公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、町の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定すること。
- なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ協力医療機関等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとと

もに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。

アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備するが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、接種協力をもらう医療機関から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げ施錠すること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守すること。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

対応期

国が確保したワクチンについて、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する、また、実施の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

3-1. ワクチンや必要な資材の供給 【民生班】

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制 【民生班】

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施 【民生班、総務班】

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築 【民生班、社会教育班】

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有 【民生班】

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-4. 接種体制の拡充 【民生班】

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じてふるさと文化会館や地域福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理 【民生班】

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済 【民生班】

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有 【民生班】

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応 【民生班】

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応 【民生班】

- ① 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

対応期

県と連携し、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援 【民生班】

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資¹⁸

準備期

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等 【総務班】

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄を進めるとともに、定期的に備蓄状況等の確認に努める¹⁹。関係機関においても、有事に備え感染対策物資等の備蓄に努める。

なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁰。

表4 想定される物資等の備蓄リスト

種別	品目
消毒液	<input type="checkbox"/> アルコール手指消毒液 <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム
装備品	<input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋
設備品	<input type="checkbox"/> 簡易ベッド <input type="checkbox"/> パーテーション <input type="checkbox"/> 体温計（接触型・非接触型）
消耗品	<input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> 蓋つきゴミ箱 <input type="checkbox"/> ハンドソープ <input type="checkbox"/> ペーパータオル <input type="checkbox"/> 除菌用ウェットティッシュ
その他	テント

18 特措法第8条第2項第2号ハ

19 特措法第10条

20 特措法第11条

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保²¹

準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

1-1. 情報共有体制の整備 【総務班・広報広聴班】

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備 【関係各班】

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄 【総務班・関係各班】

① 町は、町行動計画に基づき、第6章「物資」における準備期1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する²²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²³。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

21 特措法第8条第2項第2号ハ

22 特措法第10条

23 特措法第11条

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備 【民生班、輸送班、衛生班】

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者²⁴への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬体制の構築 【衛生班】

町は、県の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。

初動期

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行い、事業者や町民等に事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかける。町は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民の生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2-1. 遺体の火葬・安置 【衛生班】

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設及び資材の確保ができるよう準備を行う。

24 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」参照

対応期

町は、準備期での対応を基に、町民の生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民の生活及び地域経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民の生活及び地域経済活動の安定を確保する。

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策 【民生班、保育・学校教育班、関係各班】

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援 【民生班、輸送班、衛生班】

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者²⁵に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援 【保育・学校教育班】

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁶やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要な応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

25 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

26 特措法第45条第2項

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等 【商工・農林班、関係各班】

- ① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる²⁷。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等 【衛生班】

- ① 町は、県からの要請を受けて、火葬場設置者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、県にそれらの手配を要請する。

27 特措法第 59 条

- ⑦ 町は、県より広域火葬協力火葬場について、最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑧ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国の特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援 【関係各班】

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置 【上下水道班】

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

